

12 社会保険料控除・・・国民健康保険税、介護保険料、国民年金保険料などの社会保険料を支払った人
あなたやあなたと生計を一にする配偶者やその他の親族が負担することになっている社会保険料で、あなたが支払ったり、給与から差し引かれている場合に記入します。支払った金額が控除対象となります。

13 小規模企業共済等掛金控除・・・小規模企業共済等掛金を支払った人
小規模企業共済法に基づく掛金や心身障害者扶養共済制度に基づく掛金等を記入します。

14 生命保険料控除・・・生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料を支払った人
あなたが令和6年中に支払った生命保険料（新、旧）、個人年金保険料（新、旧）、介護医療保険料があれば、各々の合計金額から配当金等を差し引いた金額を記入します。

15 地震保険料控除・・・地震保険料や旧長期損害保険料を支払った人
地震保険料や長期損害保険料（平成18年末までに契約締結）があれば、令和6年中の支払額から余剰金や割戻金を差し引いた金額を地震保険料と旧長期損害保険料に区分して記入します。

16 寡婦・ひとり親控除
ひとり親とは・・・
婚姻歴や性別に関わらず、総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子（他の方の同一生計配偶者、扶養親族とされない方）を有する合計所得金額が500万円以下の単身者
・寡婦とは・・・
①夫と離婚した後婚姻していない方で扶養親族を有する合計所得金額が500万円以下の方
②夫と死別した後婚姻していない方、又は夫が生死不明の方で合計所得金額が500万円以下の方
上記①又は②のいずれかに該当する方
※どちらも住民票の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」の記載のある方は対象外となります。

17 障害者控除
身体障害者手帳や療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳などの交付を受けている方
年齢65歳以上で、要介護・要支援の認定を受けている方（介護長寿課にて障害者控除対象者認定書を発行してもらってください。）
（特別障害）
身体障害者手帳（1・2級）、療育手帳（A）、精神障害者保健福祉手帳（1級）などの方
（普通障害）
身体障害者手帳（3級以下）、療育手帳（B）、精神障害者保健福祉手帳（2・3級）などの方
*申告の際には必ず手帳を持参してください。

18 勤労学生控除
大学・高校又は一定の専修学校などの学生か生徒で合計所得が75万円以下の方であり、かつ、そのうち勤労に基づかない所得が10万円以下の方
*申告の際には必ず学生証を持参してください。

※事業専従者は除きます。

19～20

配偶者控除
あなたの合計所得が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の前年の合計所得が48万円以下の方

配偶者特別控除
あなたの合計所得が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の前年の合計所得が48万円超133万円以下の方

同一生計配偶者
あなたの合計所得が1,000万円を超える場合は、配偶者控除の適用は受けられません。ただし、扶養親族等の人数に含める場合、または障害者控除の適用を受ける場合は、同一生計配偶者欄を○で囲ってください。

21 扶養控除
あなたと生計を一にする扶養親族で、合計所得金額48万円以下の方

※国外居住親族に係る配偶者・扶養控除等の適用を受ける場合には、親族関係書類及び送金関係書類を申告書に添付又は提示する必要があります。（30歳以上70歳未満の国外扶養親族は、送金関係書類で38万円以上の送金をしている必要があります。）

24 雑損控除・・・災害や盗難、横領により住宅や家財等に損害を受けた人
あなたや、令和6年分の所得金額が48万円以下の配偶者やその他の親族であなたと生計を一にしている人の分が適用されます。
雑損控除＝（損害金額－保険金で補てんされる金額）－（総所得金額等×10％）又は（災害関連支出金額－保険金で補てんされる金額）－5万円のいずれか多い方の金額

25 医療費控除・・・病院などで医療費の支払いもしくは介護費用の支払いがあった人
あなたやあなたと生計を一にする配偶者やその他の親族のために令和6年中に支払った医療費や介護費用
従属者の医療費控除＝（支払った医療費、介護費用－保険金等で補てんされる金額）－〔（総所得金額等×5％）又は10万円のいずれか低い金額〕 ※限度額200万円
セルフメディケーション税制による控除＝（OTC医薬品の購入額－保険金等で補てんされる金額）－12,000円 ※限度額88,000円
※セルフメディケーションを選択する場合は、申請者が一定の取組（健康診断等）をおこなっていることが条件です。
※セルフメディケーションと通常の医療費控除は併用できません。
※領収書をまとめ、合計額を算出し、事前に「医療控除の明細書」（別添参照）を作成し、提出して頂きますようお願いいたします。

令和7年度(令和6年収入分)市民税・県民税兼国民健康保険税申告書

	宜野湾市長 殿	マイナンバーを記入してください。	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2
住所 市町地区番号	宜野湾市	〒 901-1111	市町地区番号											
フリガナ	ギノワン タロウ	電話番号を記入してください。 ☎️ 090-△△△△-0000	氏名	宜野湾 太郎										
生年月日	1 2 〇 4 5 37 年 5 月 6 日	世帯主	本人											
給与所得及び公的年金等に係る所得以外の市民税・県民税の納税方法 ☐ 給与から差し引き（特別徴収） ☒ 自分で納付（普通徴収）※左記にチェックがない場合は特別徴収扱いとなります。														
3 所得から差し引かれる金額に関する事項														
社会保険料除	国民健康保険料 介護保険料 後期高齢者医療保険料 125,000 13,000 25,000				事業費等				営業等ア 3,260,000					
小規模企業共済等掛金控除	国庫年金他・社会保険料合計 159,000 322,000				農業イ				360,000					
扶養控除	契約内容新制度旧制度				不動産ウ				360,000					
	生命保険料 65,000 12,000				利子エ				当オ					
	個人年金保険料 43,000 50,000				総合カ				1,440,000					
	介護保険料 10,000				公的年金キ				雑業務ク					
	地震保険料の支払い額 長期老齢保険料の支払い額				その他ケ				短中期コ					
	16 □寡婦 (□死別 □離婚 □生死不明) 17 □本人障害 □ひとり親 (扶養親族 □有 □無) 身体・精神・療育 ()級				一時的シ				事業費等ニ 1,150,500					
18 □勤労学生控除 (学校名=)				配偶者の氏名 生年月日 区分 配偶者の合計所得				不動態産ハ 344,000				利益当ヒ 790,000		
●配偶者控除 ●配偶者特別控除 ●同一生計配偶者				●同居 ●別居				立派な収入がある。別居の場合は住所の記入をお願いします。				総合譲渡・一時ト 2,284,500		
配偶者番号 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇				障害 (2)級				合計チ 2,284,500				社会保険料控除タ 12		
氏名 生年月日 区分 続柄 障害				扶養関係				小規模企業共済等掛金控除ツ 13				生命保険料控除テ 14		
1 宜野湾 さくら 明・大・昭・平・令 62.3.5 ☑同居 ☐別居 子 (身・精・療)級				マイナンバーを記入してください。				雑業業務ト 8				その他のユ 9		
個人番号 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1				2 宜野湾 次郎 明・大・昭・平・令 10.9.24 ☑同居 ☐別居 子 (身・精・療)級				総合譲渡・一時ト 10				合計チ 2,284,500		
個人番号 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2				3 宜野湾 ナベ 明・大・昭・平・令 13.8.30 ☐同居 ☑別居 母 (身・精・療 1)級				社会保険料控除タ 12				小規模企業共済等掛金控除ツ 13		
個人番号 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3				障害者手帳等の提示をしてください。				生命保険料控除テ 14				地震保険料控除ト 15		
明・大・昭・平・令 ☐同居 ☐別居 (身・精・療)級				4 所得から差引く金額等				寡婦(ひとり親)控除ニ 16				勤労学生障害者控除ホ 17~18		
個人番号 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4				5 配偶者控除 配偶者特別控除 扶養控除 基礎控除 12~22までの合計 23				雑損控除リ 24				医療費控除レ 25		
明・大・昭・平・令 ☐同居 ☐別居 (身・精・療)級				合計(23+24+25) 26				受付 確入力 アクロ 扶養 横表出力						
24 雑損控除 損害 被害金 補てん金額				25 医療費控除 医療費 セルフメディケーション 補てん金額										

《申告についてのお問い合わせ》 宜野湾市役所 税務課 市民税係 (098)－893－4411 内線1862～1866